

第15回

読谷村農業委員会会議録

第15回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和3年11月25日(木)				
開催時刻	13時30分 開会 14時30分 閉会				
開催場所	読谷村文化センター 中ホール				
農業委員の出欠状況	出席者9名 欠席者1名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	欠	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者8名 欠席者-名		
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員	2番 屋宜 清		3番 上地 和豊		
事務局職員	局長 新垣 功 係長 當山 元進				
議事参与者	農地活用推進課 山内太 江田守武				

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第11号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程6	議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第61号 非農地証明願について
日程9	議案第62号 農地利用集積計画(案)に係る意見決定について
日程10	議案第63号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

事務局

まず最初に今日の出席状況について報告いたします。委員番号、4番の與久田一徳委員、そして5番、比嘉健二委員の二人から欠席の連絡が入っております。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び読谷村農業委員会会議規則第11条に規定される、会議の成立要件である過半数の出席が認められましたので、本総会が成立することを報告申し上げます。

本日議事進行につきましては、比嘉会長の方にお願ひします。

議長

皆さん、こんにちは。ただいまより第15回読谷村農業委員会総会を始めることにいたします。

- 日程1 会議録署名委員の指名について —
- 日程2 会期の決定について —
- 日程3 会長諸般の報告 —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。

それでは進行いたします。

日程4の報告第11号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第11号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局より報告がございました。これは報告ですので、質疑がなければ進行しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

日程5の議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局

議案書4ページをお願いいたします。

議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長 ただいま議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請についての提案の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略し、質疑、採決を行ってまいります。

これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたと思います。

委員（3番） 3番、上地です。航空写真の1番を御覧ください。目の前は農用地内だが、申請地は外れていて、周りは集落の中にある農地で周りも住宅が建っていますし、許可基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した上地委員のほうからは許可相当の御意見であります。この件についてほかの委員からの御質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がありますので、進行します。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号2番の審議に入ります。現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

比嘉推進委員 比嘉です。受付番号2番ですが、現地を確認しましたが、航空写真の2番を御覧ください。周囲は住宅や店舗に囲まれて、農業に適さないことから許可基準適合表もクリアしているので問題ないと思いますので、許可相当でお願いします。

議長 比嘉推進委員のほうからは許可相当の御意見ですが、ほか

の委員からの御意見がございましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

続いて、受付番号3番の審議に入ります。現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

仲村渠推進委員

仲村渠です。現地確認をしましたが、もうアパートが建っていて駐車場として使用しているのですが、始末書も出されていると思いますので、許可相当でいいかと思います。

議長

仲村渠委員のほうからは許可基準適合表もクリアされており、許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの御質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。

続きまして、日程6の議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より提案理由の説明を願

いします。

事務局

議案書 5 ページをお開きください。
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。

これより審議に入ります。受付番号1番と2番は読谷西部地区となりますので、一括して審議を行いたいと思います。まず、現地を確認した委員の御意見のほうからお願いしたいと思います。

知花推進委員

事務局から提出された地図上では4番です。いつも読谷西部に関しては問題ないということで報告していますが、これも住宅地域としてあらかじめ換地されたところで問題ございません。以上です。

議長

知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することにいたしました。

続きまして、受付番号2番も御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定

しました。

次の審議に入ります。受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見を伺いたいと思います。

委員（1番）

1番、伊波です。航空写真では5番です。現地確認では入り口も道に沿っていますし、周囲も公園や住宅に囲まれた土地であるため、住宅として利用することに問題はないんですけども、バツが3つ付いていますので、事務局、説明してもらえますか。

事務局

説明いたします。こちらの土地は今年の10月7日に分筆されました。今回転用面積が297平米ですけれども、元々が500平米を超える土地1筆でした。それが分筆されたため、ここに関しては都市計画課の調整が必要な土地になっています。申請人の方にも伝えてはあり、都市計画課も確認しております。手続がまだ出されていないのでバツが付いています。

議長

ただいま許可基準適合表について、事務局のほうから説明がございますけれども、許可基準適合表を見ると都市計画課への書類がまだそろっていないと、地区担当の伊波委員のほうからは不許可相当の御意見でよろしいですか。

委員（1番）

不許可相当でお願いします。

議長

伊波委員のほうから不許可相当の御意見であります。これについてほかの委員からの御質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長

質疑を終結して、受付番号3番につきましては不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、3番については不許可相当で決定しました。

次に受付番号4番について現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

上地邦彦委員 航空写真の6番を御覧ください。写真の右下のほうにバスが止まっております、これは申請するときちょっと問題かなという話が出ておりましたけれども、このバスはパーラーを造るために一応置いてあるということで、まだ開店はしていないらしいです。この地域は前のほうに個人住宅を造るための資材置場と駐車場をやるということで、業者のほうが駐車場として使いたいということで、そういうことでしたので、この道路のそばでもあるし、周囲に住宅もあるということで許可相当でお願いしたいと思います。

議長 ただいまの上地委員のほうからは許可相当の御意見であります。この件について、ほかの委員からの御質疑、御意見がありましたらお願いしたいと思います。ないようですので、進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に入ります。受付番号5番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

上地邦彦委員 続きまして、7番の写真のほうを見ていただきたいと思います。この場所はまさに楚辺の住宅街の中でありまして、隣にその土地の所有者の親戚が住んでいるところ、一帯は適合表にも適するというところで、許可相当であると思います。

議長 上地委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員

からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号5番は、御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号6番について現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(1番)

この土地は周囲も住宅に囲まれた住宅街であり、住宅として利用することに問題はないです。許可相当でお願いします。

議長

伊波委員のほうからは許可相当の御意見でありました。この件に関してほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしとの声がありますので進行したいと思います。

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号6番は御意見のとおり、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号7番について、現地を確認した委員の御意見をお願いしたいと思います。

比嘉推進委員 比嘉です。受付番号7番は転用された村立診療所跡地の利用計画に支障がなく、基準適合表がクリアすれば問題ないですが、これもバツが付いているので、事務局、補足をお願いします。

事務局 説明します。許可基準適合表のほうです。上から2番目、バツが付いています。これは農地転用の妨げによる権利者の同意という形になっています。この土地は村道中央残波線があり、村道残置部分を通して土地があります。つまり村有地が自由に使えないと転用ができないということになっています。この土地に関しては今回の申請人であるウエーブリゾートが土地を購入したいということで、村に働きかけをしているんですけども、まだ最終的な結論には村として至っていません。まずは用途廃止とか、村内部のほうでの手続を今やっているところですけども、契約等そういったことに至ってはいないので、その進入路について村有地の売買が未確定、書面でそれが確認できないということをもって、バツが付いています。また、この土地が926平米、進入路部分も合わせると1,000平米を超える面積になっています。また土地の目的が土地分譲というふうになっています。都市計画課のほうに確認したところ、土地分譲である場合は都市計画課との調整が事前に必要になってきますよということですけども、都市計画課のほうに、まだその書類提出されていませんので、こちらのほうもバツになっています。以上です。

比嘉推進委員 どうもありがとうございます。バツの内容が分かりましたので、不許可相当をお願いします。

議長 比嘉推進委員のほうからは許可基準適合表が進入路の件と都市計画課への書類の提出がまだ完全にできていないということで、不許可相当の御意見であります。これについてほかの委員からの御質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしでありますので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号7番については不許可相当で進達することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

不許可相当で決定いたしました。

続きまして、受付番号8番について、現地を確認した委員の御意見から伺いたいと思います。

比嘉推進委員

比嘉です。受付番号8番は4条申請の受付番号2番と同時申請となっているのですが、これも同じ内容なので許可相当でお願いします。

議長

比嘉推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。この件についてほかの委員からの御質疑等があればお願いしたいと思います。知花推進委員、どうぞ。

知花推進委員

質疑ではないけれども、與那覇さんに関して、農業委員会事務局のほうで世話して、今議会に出るような形になって、長い間、ミッシェルの駐車場として利用したところが、現況が畑地のままになっていて、交換がうまくいかなかったというふうなことがあって、事務局の指導ですね、きれいに申請できています。ですから先ほどの比嘉推進委員の意見と同様です。以上です。

議長

ほかに何か御意見ありますか。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号8番は御意見のとおり、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号9番について、現地を確認した委員の御意見を御覧したいと思います。

比嘉推進委員	比嘉です。受付番号9番は周辺は住宅に囲まれた住宅地であるため、住宅として使用する分には問題ないので、基準適合表もクリアしているため、許可相当でお願いします。
議長	比嘉推進委員のほうからは許可基準適合表もクリアして何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見がありました、お願いしたいと思います。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行したいと思います。 質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号9番は御意見のとおり、許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号9番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程7の議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案書8ページをお願いいたします。 議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について。
議長	ただいま議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
棚原推進委員	棚原です。現場確認をしたところ周囲は住宅に囲まれた住宅地であり、建物の規模を縮小することから問題はないと思います。許可相当でお願いします。
議長	棚原推進委員のほうからは承認相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

比嘉光雄
推進委員

この案件は平成26年、7年ぐらいたっているけれども、その間、着工されなかったということは何か特別な理由でもあったのでしょうか。事務局、お願いします。

事務局

特別なというか、こちらで確認した範囲ですけれども、計画にあるように2世帯の予定だったと、つまり親御さんと一緒に住む予定だったということです。それがなぜ着工できなかったというのはちょっとそこまでは把握をしていないんですけれども、その予定がなくなったということなので、建物の規模を変更ということになっています。済みません、なぜできなかったかまでは確認はしておりません。

比嘉光雄
推進委員
議長

はい、わかりました。

他にご異議ございませんか。

知花推進委員

この事業計画変更承認申請ですが、近年、とても労務単価と木材を含めて、鉄筋もそうですが、急激に資材単価が上がってきているという現状があります。例えばRCの鉄筋コンクリート住宅を予定していた人が、あまりにも単価が高過ぎて木造に変えるとか、規模を縮小というふうな傾向が私たちの周りにもその話をよく聞きます。私は手続上もそういうふうな形に予算、前回長いスパンで着工が遅れたということもありはしますが、これははっきり言って現状、社会的な現状を鑑みた場合、やむを得ない措置だというふうに思っています。ですから承認相当だと思っています。

議長

ほかに御質疑ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がありますので、質疑を終結して進行したいと思えます。これより採決を行います。受付番号1番は御意見のとおり承認相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番については承認相当で進達することに決定しました。

続きまして日程8の議案第61号 非農地証明願いについてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 議案書9ページをお願いいたします。
議案第61号 非農地証明願いについて。

議長 ただいま議案第61号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。はい、屋宜さん。

委員（2番） 2番、屋宜です。航空写真の12番を御覧ください。この申請地は細長くて、草も生い茂っているし、農地性はないと思いますので、証明相当でお願いします。

議長 現地を確認した屋宜委員のほうからは証明相当の御意見であります。江田さんのほうも同じ意見でよろしいですか。

江田推進委員 はい。

議長 ほかにこの件に関して委員のほうから御質疑等ありましたらお願いしたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声が出ましたので進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号1番については、意見のとおり証明相当で決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。
次に移ります。受付番号2番について現地を確認した委員の御意

見からお願いしたいと思います。

江田推進委員 江田です。航空写真の13ページになります。こちらのほうですね、本土復帰、昭和47年以前から継続して畜舎として利用されていることから非農地として良いと思います。証明相当だと思います。以上です。

議長 江田推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。屋宜委員もこの意見でよろしいですか。

委員（2番） はい。

議長 ほかに委員からの御質疑等ありましたらお願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号2番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。
次に受付番号3番から5番は関連しておりますので一括して審議を行いたいと思います。まず、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（1番） 1番、伊波です。航空写真の14番です。この土地は以前、転用許可を受けて資材置場として利用されていた土地であります。周囲は住宅や墓、双方に囲まれており、農業利用は困難であります。非農地として問題ないと思います。証明相当でございます。

議長 伊波委員のほうからは証明相当の御意見であります。上地委員も同じ意見でよろしいですか。

- 委員（3番） はい。
- 議長 ほかに委員からの御質疑等ありましたらお願いしたいと思えます。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしですので、質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号3番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号3番は証明相当と決定しました。続いて、受付番号4番も証明相当と決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号4番は証明相当と決定しました。続いて、受付番号5番も証明相当と決定することに御異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしと認め、受付番号5番は証明相当と決定しました。次の審議に入ります。受付番号6番について現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
- 委員（8番） 先日、現地確認をいたしました。瀬名波地内の半多原地区で村道沿いにある土地ですが、ここはすごく勾配がある村道で、その隣接した土地ですが、ほとんど岩盤地帯です。ということで農地として不適であるということで非農地証明としても問題ないというふうに考えております。以上です。

議長 知花委員のほうからは何ら問題ないということで証明相当の御意見であります。同じ地区担当の知花勝也委員、仲村渠推進委員も同じ意見でよろしいですか。

委員（6番） はい。

仲村渠推進委員 はい。

議長 ほかの委員からの御意見がありましたらお願いしたいと思えます。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしですので進行したいと思えます。
質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号6番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号6番は証明相当と決定しました。
次の審議に入ります。受付番号7番と8番は一括して審議をしたいと思えます。まず、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思えます。上地さん。

委員（3番） 当地は昔、軍用地、基地があったところではないかなと思うが、これから見るとちょっと草も生えて、ブロックとかコンクリートの破片などがあって、もう20年以上農地として使用していないところなんです。これは非農地相当と思えます。証明相当と思えます。

議長 上地委員のほうからは非農地として証明相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御質疑等ありましたらお願いしたいと思えます。なければ進行したいと思えます。
では質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号7番については、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は証明相当と決定しました。
続いて、受付番号8番についても証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号8番は証明相当と決定しました。
次に受付番号9番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

比嘉推進委員

比嘉です。受付番号9番は写真の9ページお願いします。現地を確認しましたが、長年耕作されておらず、原野化した土地で周囲は墓や原野があるため、今後も農地として利用することは困難であると思います。それで非農地が証明相当だと思います。

議長

比嘉推進委員のほうからは原野化して、証明相当の御意見があります。これに関してほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行したいと思います。
質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号9番については御意見のとおり、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号9番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認の記載については、事務局に一任することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任いたします。
- 次に日程9の議案第62号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についてを議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書20ページをお開きください。
議案第62号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。
- 議長 ただいま議案第62号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手でお願いしたいと思います。
- 委員（9番） 施設ですけれども、これはもう建っているのですかね。施設、野菜とありますけれども。ハウス等があるのですか。
- 事務局 こちらはビニールハウスが今既にあります。間に入っていたのが、棚原 靖さんで、神谷嘉樹さんが認定農業者として認定を受けています。誰が建てたか覚えていないが、その土地にはビニールハウスがあって、そこで野菜等を作っている。その隣にコンテナとか農機具小屋を置いてやっていきたいというふうな計画になっています。補足がありましたら靖さんのほうからお願いしたいと思います。以上になります。
- 議長 ほかに御質疑、御意見等ございませんか。なければ進行してよろしいですか。
- （「はい」の声あり）
- 議長 質疑を終結し、これより採決を行います。ただいま議題となっております議案第62号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定につきましては、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり決定されました。

続きまして、日程第10の議案第63号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてを議題とします。前回も申し上げましたけれども、農振法では土地所有者や農業従事者から農業振興地域整備計画の変更申出が提示された場合、読谷村としては農業委員会、土地改良区、農業協同組合の意見を聞いた上で農振法の定められた要件と照らし合わせて、農業地域からの除外や用途変更を決定するということではありますが、農業委員会は土地所有者などからの変更申出に対して、重要な変更については農用地区域から除外して構わないか、それとも農用地区域から除外すべきではないか、軽微な変更については用途を変更してよいか、それとも変更すべきではないかと判断していただくことになります。各委員は特定の個人、団体等の利益を誘導するのではなく、農地法や農振法の趣旨を鑑み、変更による読谷村内のほかの地区への影響を踏まえ、農業振興の立場からその可否を議論するようお願いをいたします。それでは担当課のほうから各案件についての説明をお願いしたいと思います。

事務局

議案書24ページをお願いいたします。

議案第63号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について。

農地活用推進課

皆さん、こんにちは。農地活用推進課の江田です。お配りした資料、左止めのこちらの資料のほうで、右上のほうに重要な変更協議案件と書いてあるところ、少し字が小さいのですが。こちらのほうから順を追って説明させていただきたいと思います。

整理番号のほうが重要R3-7となっているのは、前回から引き続いて通し番号となっておりまして、本年度でいうと7番目というところになっております。それでは御説明いたします。令和3年07から11番に関しては同一筆のほうで土地利用者のほうから申出がありました。こちらのほうは一括して御説明させていただきたいと思います。こちら開けていただいている場所におきましては、高志保の陀良原、チビチリガマの上のほうの農振農用地の施設用地というところ

ろになっております。ここ一帯周辺的にお墓としての土地利用がなされておりました、前回、令和2年のほうの申請においても同一地番のほうですね、こちらのほうも除外の申請が出されておりました、除外相当として今手続を行っているというところになっております。7番から11番までは同一筆を分筆して、農振農用地からの変更という形のもので申請が上がっております。7番から11番の説明となっております。こちらは個人墓地としての申請というところになっております。ページでいきますと1ページ目から5ページ目が、そちらの地番による個人墓地の申請ということになります。

続きまして、6ページ、重要な変更のR3-12番、波平の大当原2477番地について御説明させていただきます。こちらのほうも令和3年3月のほうで農業委員会のほうに御説明をさせていただいたのですが、こちら個人住宅を建てたいというところで農振農用地からの変更を行っていきたいというところでの申請が上がってきております。こちらが重要な変更についての案件となっております。こちらが申請されたもの全て6件について農地活用推進課から農業委員会への意見照会という形でよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、もう一つのほう、2番、軽微な変更協議案件というところになります。こちらのほうは6番のほうから農機具小屋、出荷場について農振農用地から畑から出荷場への農用地変更、農振農用地の中の畑から施設用地の変更という形になります。ページ開けていただいて、1ページ目、儀間の宇須古原366番地、面積が83.5平米のほうを農用地から畑から出荷場のほうに用途の変更というところになっております。場所についてはアリビラの点滅信号のほうですね、少し行って左手側のほうになっております。こちらが6番についての説明です。7番につきましては、宇座の降口原434番地のほうで農機具小屋と農産物の倉庫という形になっております。こちらのほうは宇座のほうになっているんですけども、現状として建物のほうが建っております、それを是正するための畑から施設用地に変更という形になっております。

開けていただきまして、R3-08番、宇座の486番地、面積が19.8平米、こちらのほうも農機具小屋として申請があつて、畑から施設用地に変更ということになります。

それでは最後に開けていただきまして、渡慶次の中前原1057番地につきまして、これは先ほどの利用権設定のほうで御説明ありまし

たが、今権利設定を行っている途中の土地になっております。こちらの土地は野菜の農産物倉庫等に活用して、こちらのほうはしていきたいというところです。ただ、こちらについても農用地、畑以外のものも既に設置されておりまして是正という形のもので、農用地から畑から施設用地への変更という形になります。以上です。

議長

ただいま農地活用推進課のほうからは議案第63号の読谷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての重要な案件、軽微な案件、それぞれについて説明がございました。審議に入る前に事務局から説明があります。

事務局

事務局のほうから農業委員会事務局のところから委員の皆さんに連絡いたします。今回申請が上がっている重要な変更の番号で言えば、R 3-12番、波平大当原2477番の件、これは今期のメンバーになって2回目の意見照会という形になっています。1回目のほうが今年の2月に行われました。そのときの議論の内容と農業委員会の意見というものがちょっと食い違ってしまっています。そのことを説明させていただきたいと思います。

こちらでお名前は申し上げませんが、外したほうが良いという御意見がありました。別の委員の方からは土地改良も入って、スプリンクラーも入っているから外すべきではないという意見もありました。そういった議論の中で議決権を持っている農業委員からは外すべきではないという意見が出ていたというふうな状況にあります。そのときに議論ではどちらかという外すべきではないという形の意見のほうが多かったんですけれども、意見としてどうしようかといったときに、あのときも複数案件が、このようにたくさん出ていたときに一括して意見をやりますというふうな形になってしまいました。ちょっとこれがなぜそうなったかというのは事務局としてもはっきり分からないんですけれども、まとめて意見をしようということになりまして、そのときに除外相当でいいですねという形で、除外相当で「はい」という結論になりました。そのときに議論を聞いていた委員からは「あそこ除外相当と言ったの」というような声も後から聞こえてまいりましたので、決まり方が少しよくなかったなど。このときに事務局がきちんと説明、決め方を確定していなかったことがちょっと問題だったのかなというふうに反省して

おります。ただ、意見としては議決を得て、総会も終了しましたので農業委員会の意見としては除外しても構わないと、やむを得ないという結論は、あのときの結論は変わりません。ただ決め方については一つ一つやっていこうということで、今年度に入りまして最初の除外の意見については一つ一つ議論をまとめてやったんですけれども、決をとるときは一件ずつ、除外かどうかということをやっております。今回も同じような形でやっていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長

ただいま事務局のほうからは重要案件に関して、過去の審議の件について説明がございましたけれども、最初に重要な案件について、整理番号のR3-07から11までについて、御質疑、御意見等がありましたら委員のほうからお願いしたいと思います。はい、屋宜さん。

委員（2番）

赤というか、茶色というか、施設用地となっていますけれども、これは現況ほとんど周囲は墓ではないですか。

農地活用推進課

お答えいたします。こちらの土地ですね、周辺のほうも墓地が脱になってきている地域となっております。施設用地と墓地の境というか、そういう形の場所になっています。

委員（2番）

施設用地と墓地の境？

農地活用推進課

農業用の施設用地もあれば墓地もある土地という形になっています。

委員（2番）

私は除外してもいいのではないかなと思いますけれども。

議長

ほかに質疑がありましたらお願いします。はい、どうぞ

委員（9番）

農業施設、ちゃんと豚とかありますけれども、お墓だったら臭い等も関係ないと思うので外しても問題ないかと私も思います。これが一般住宅だったら逆に公害ということになって大事になるかなと思いますけれども、墓ですので構わないと思います。

委員（８番）	確認だけ。読谷村で過去、墓地基本計画を作った経緯があると思うが、その後、読谷村として、そういうふうな墓地を誘導するところと、ある程度制限するというふうな形で墓地基本計画が策定されたと思う。その後、地区指定とか、そういうところまで至っていないのでしょうか。そこら辺との問題は一部墓地埋葬法との兼ね合いでどこが担っているの、墓地は。
事務局	生活環境課です。
委員（８番）	生活環境課、調整とかというのはどのようにやられています。
農地活用推進課	墓地埋葬基本計画というのは読谷村でもございまして、まず、この手続の方法ですけれども、最初に意見照会として農業委員会、土地改良区、沖縄県農業協同組合に意見照会をいたします。それを踏まえて関係課のほうの説明会という形で開いて、そこで最終的に妥当かどうかと判断をしていきます。その中に墓地を担当している生活環境課も入りますので、そこに対してその課の意見があれば、ここで意見が出てくるという形になってきます。
委員（８番）	何も出ていないの。
農地活用推進課	この団体からやってという、次のステップになってきます。
農地活用推進課	少し付け加えさせてください。今、穀委員がおっしゃるように墓地基本計画のほうで策定されておまして、今回申請が上がっている部分の上部ですね、この分は高志保の墓地を誘導する部分ということで村でも指定されているエリアになります。それに隣接する形での今回の申請になっていることを付け加えさせていただきます。
委員（８番）	村より地域を一括して墓地地域というか、指定したらいいのではありませんか。例えば渡具知もあるし、波平の海岸端もあるし。
事務局	やられていますよ。座喜味に続いてこれは墓地協定という。
委員（８番）	そうしたら農地転用、見えなくていい。

農地活用推進課	これは線引きの仕方になるんですけども、基本的に農用地ですので、こちらは避けた形でのエリア、分けている形で線引きしてございます。
上地推進委員	それと楚辺の畜産団地、もう何十年も畜産団地と言って指定されていますよね。あれも使用されているのは1か所しかないんですよ。あの辺も何十年も畜産団地だけ、農地が利用しないというところになっておりますので、そういった部分ちょっと団地、農用地から除外してもいいのではないですか、その線引きしたりして。
農地活用推進課	上地推進委員からございました楚辺の畜産団地ですね、以前、昭和の時代、とても畜産が盛んで造られたエリアでございます。今のは御提起ということで、次回の総合見直しの際には内部でも議論していきたいと考えております。ありがとうございます。
議長	ほかに質疑がなければ進行してよろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	整理番号の7番から順に採決していきたいと思います。重要な変更の整理番号7番について、先ほど審議の内容のとおり農用地区域から除外してよい意見と決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、重要な変更の整理番号7番は農用地区域から除外してよいと決定しました。 続いて、重要な変更の整理番号8番について、農用地区域から除外してよいと意見決定することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、重要な変更の整理番号8番は農用地区域から除外してよいと決定いたします。 次に整理番号9番について、先ほどの審議内容のとおり農用地区

域から除外してよいと意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号9番は農用地区域から除外してよいと決定いたします。

次に整理番号10番について、先ほどの審議内容のとおり農用地区域から除外してよいと意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号10番は農用地区域から除外してよいと決定いたします。

それから整理番号の11番について、審議内容のとおり農用地区域から除外してよいと意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号11番は農用地区域から除外してよいと決定したいと思います。

続きまして、重要な変更の整理番号12番について、委員の皆さんからの御意見等をお願いしたいと思います。

知花推進委員

ちょっとお聞きします。説明では過去2回ぐらいやったって。

事務局

過去に3回やっています。今回が4回目になります。

知花推進委員

前の宇根さんが事務局長時代、そして屋良さんが一緒になって参加したときの提案ですね。

事務局

2月はそうです。

知花推進委員

分かりました。そのときに私は早く家が造れるようにということで力説したつもりです。2回目も課長に、そしてまた役場の山内さんにも直に、特に以前の説明の中で基地と隣接する区域の中で、こ

れからも課題になるようなところがあるということで、事務局から説明を受けたときの会議の以降、個人的に過去に土地改良をしていたところをうんと見直して、できるだけ宅地化に進めながら、そして固定資産税なども受けて、村の税を豊かにしていくような、そういう方向に積極的に村もやっていただきたいなという意見も具申しました。そういう関係から、ぜひ建物が建つようなそういう方向性を検討していただきたいと思います。以上です。

議長

ほかに御質疑の方。はい、屋宜さん。

委員（2番）

この土地は土地改良内ですよ。事業も入っていますよね。

事務局

はい、入っています。

委員（2番）

これを除外するのはどうかと私は思う。というのは、私の渡具知地区でも除外できないので個人的に事業を入れたところをできるかどうか、私は返事できませんでした。村としてはどうなの、できるんですか。事業を入れた、一部やってしまったら次々出るのではないかなと思うけれども。

農地活用推進課

今屋宜委員のほうからも御質疑ございましたけれども、今回この波平大当原2477の経緯を少し御説明いたします。今回で4回目の農業委員の皆さんに対する意見照会という形でさせていただいております。ということは4回申請をいただいていることになります。平成28年、29年にそれぞれ1回ずついただいております。そのときには農業委員会のほうからも土地改良事業も施行されているし、こちらは除外相当でないという意見もいただきました。そしてその際、村としては総合的な判断の下、また要件等もございまして、それと照らし合わせて除外相当ではない。適当でないという判断をいたしております。これが1回目、2回目の回答です。そして今年2月にございました部分で、先ほど事務局、當山係長からもあったとおり、いろんな御意見の中で採決のほうを一括でしてしまつて、農業委員会としては除外が適当であるということで決定されたということで、村は意見を受けました。しかしながら、過去のほうの判断と全く同じで、村としてはこの土地は除外するのは適当

でないということでの判断の下で本人にもお伝えをしているところでございます。土地改良事業、そういったもろもろも含めて、村としてはこの土地は除外するのは適当でないという判断をいたしております。そのような形で本人のほうにも申請人にも回答をしたところではございます。そしてまた改めて、今年9月に申請をまたいただきまして、そしてまた四度、農業委員会のほうに意見照会という形を取らせている流れになってまいります。今屋宜委員からかんばい、土地改良事業云々ということであったですけれども、村としてはその他もろもろの要件等に照らして、この土地の除外は適当でないという判断を過去3回においてやっているということは申し上げます。以上です。

上地推進委員

かんばい事業とかいろいろあるけれども、これは何十年たっても同じようにできないという話になってくると、その地域の人たちが大変困ると思う。要するにそばに住宅が建って、その土地改良が元々あまりいい土地改良ではなかった。やるときにどういうふうにして承諾を取ったかは分かりませんが、そういう土地まで何十年も同じ改良区と見ていいのか。特にこの地域は周囲も全部住宅地になっていきますよ。二、三か所のところはほとんど農業を個人的に少しやっているところで、あまり優良農地ではないと思う、こういうところはどうするのかという話になってくると、今後ですね、これはちょっと考えたほうがいいのではないかなと。農業委員としても役場としても土地改良事業をした土地としても、この辺の意見を出してほしいのです。

農地活用推進課

今の御質問でいたしますと、土地改良が入っているところについてはずっと土地改良区のままですかというところについての御質問だというふうに思えますので、お答えいたします。農業振興地域は整備に関わる法律について、除外する要件が5つあります。それを全て満たすことが農振農用地からの変更ということになります。その中で条件の一つにおいて、土地改良事業等が入っていると8年以上経過していることということになりますので、当地区においては平成6年のほうで完了しておりますので、8年以上たっているところでは、なぜ今回農振農用地から変更ができなかったのかということにつきましては、農振農用地の法律の13条第2項

においての農用地における集団化、農作業、効率化、その他、土地の農業上の効率かつ総合的な利用支障を及ぼすおそれがないと認められるというところに当たってきます。これがどういったものかという、周囲の農地から影響を及ぼすかどうか、もし農振農用地が外すのであれば突出した角、端部から農振農用地を変更することが望ましいというところが出てきます。今回農振農用地の変更における2477番につきましては、よく見ていただきますと端部ではなくて、囲まれている土地という形にもなっております。農振農用地の端部、まだ端部ではないという形というところの要件がどうしても満たすことができないという形にありましたので、そのことを御本人にもお伝えして農振農用地からの変更は妥当ではございませんという御回答をしているという土地になります。土地改良区に入っている場所においても5要件全てが合致していて、いろいろ法令も見ていって除外する可能性が出てくるのであれば、そこは検討していくというところはいっぱいあります。以上です。

知花推進委員

比嘉材木店の地主だと思うのですが、この件ですね、ここだけではなくて議会でも質問がされていて、楚辺区の上地 榮議員、副議長が議会で質問をして、農業委員会ではこれは採択されたいですねということ念押しがありました。私は傍聴に行きました。そのときにこの件に関して再度ですね、楚辺の出身ですから楚辺はトリーとの関わりで次男、三男の人たちの宅地部分が非常に少ないということで、人口密集地帯になっていると。そういうことも含めながら上地議員はやっていました。楚辺の方々にとっては新しく宅地を求める、そういうふうなことが課題だというふうなことで質問をしていたのですが、村長と一緒に協賛をしようということ村長は約束された、答弁として私は傍聴して聞いています。上地 榮議員にも私は農業委員会でオーケーしたよということで答えました。そうすると、今江田さんが言ったことは、これは農業委員会に言ったことを村は持ち帰って来て、反対したという形になります。これは許せない、そして2月にあったときに8年余と、このことも私は聞きました。そのとき即答できませんでした。その日に具体的に話をしましたが、私は読谷西部の土地改良区の中で土地改良をしたら、もう宅地にならない。だからやらないという読谷西部は頑固な反対がありました。これを賛成して土地改良をするためにどうす

るか、広い用地が3割生まれるという形、あるいは土地改良をしても以後、宅地として利用できますよという回答を、当時の担当者が具体的に、先ほど江田さんが説明した国は8年間経過すれば、それを除外することができる。そして面積に応じて県知事がやるもの、そして農水大臣がやるもの、農水大臣がやるものはもちろん3ヘクタールとか、広大な土地を一遍に土地改良したところを除外することができる。こういう法律だと。それから県知事もできますよと。県知事ができるというそういうふうな条項を読谷村内で具体的にやったのはトーカーです。バイオレット事業で先にやったと。これを示して読谷西部は反対した地主たちが、だったら賛成しましょうと。先ほど答弁の方で土地改良をしたときには、もう何も今後利用できないのかというふうなことに関しては、国はできるということで法律上あるわけです。それを積極的に何で活用しないか、8年も経過しているのにというふうな件ですね。私はこういうふうな答弁をする事務局、今担当者がやっているのですが、私は直接、上地榮議員も一緒になって村長のところに提案をもう少し検討して、今後土地改良をしたらがんじがらめにするのではなくて、渡具知でもそうですよね、向こうも住宅地域として迫ってきています。楚辺もそうです。農地を守るという、そういうふうなことが私たち農業委員の仕事では私はないと思います。読谷村全体を豊かにしていく、そのためにこういう緩衝地帯になっていますが、どう打開していくかというふうな積極的な視点での農業委員の在り方が私は求められるなど。ですからほかの皆さん方も、ぜひそういう御理解をいただきたいというふうに思います。長々となったので、ちょっとこういうふうな経過になっていることに解せない、そこで駄目だったら私は村長のところまでいきたいなというふうに思います。

議長

ただいまのいろんな御意見が出ておりましたけれども、先ほどの屋宜委員のほうからは除外にすべきではないという意見、それから上地推進委員のほうからは除外にすべきである御意見だと思いますけれども、今両方に意見が割れておりますので、一旦休憩をとって、もうちょっと議論を深めてから採決に入りたいと思うんですけれども、休憩とってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

休憩いたします。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。

整理番号12番について、除外すべきか、除外すべきではないかという決定をしたいと思いますが、まず、この案件について除外してもよいという委員の方、まず手を挙げてください。

(賛成者多数)

議長

それでは多数決によって、整理番号12番につきましては除外してよいということに決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長

そのように決定いたしました。

それでは軽微な変更協議の案件について、整理番号6番は先ほど審議内容のとおり用途を変更してよいと意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号6番は用途を変更してよいと決定いたします。

続きまして、整理番号7番は先ほどの審議内容のとおり用途を変更してよいという意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号7番は用途を変更してよいと決定いたします。

続いて、整理番号8番は審議の内容のとおり用途を変更してよいと意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号8番は用途を変更してよいと決定いたします。

続いて、整理番号9番は用途を変更してよいという意見決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、整理番号9番は用途を変更してよいと決定いたします。

以上で議案第62号の審議は終了いたします。

担当の方は退席してください。

これにて日程1から日程10まで全て終了いたしました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議決事項における議事整理については、会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第15回総会が無事終了しましたので、委員の皆さんに厚く御礼を申し上げます。それでは総会を閉じまして、その後の事務連絡については事務局のほうからお願いしたいと思います。